

【令和元年12月6日更新】

【令和2年1月6日更新】

令和元年11月

国 税 庁

「令和元年台風第19号」により被災された納税者の
相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について

この度の「令和元年台風第19号」により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
今回の台風により被害を受けた場合には、相続税及び贈与税の申告・納付等の期限について、次のよう
な税制上の措置がありますので、ご確認ください。

1 指定地域内に納税地を有する方

指定地域内に納税地（相続税の場合、被相続人の住所地が納税地になります。）を有する方については、令和元年国税庁告示第13号により、令和元年10月12日以降に到来する申告・納付等の期限が、別途国税庁告示により定める日まで延長されます。

- ※1 相続税の場合、平成30年12月12日以降に相続等により財産を取得した方が対象になります。
- 2 贈与税の場合、平成31年1月1日以降に贈与により財産を取得した方が対象になります。

《指定地域》

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、

長野県	<p>下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>
-----	--

(注) 指定地域以外に納税地を有する方であっても、今回の台風により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

2 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

「令和元年台風第19号」が特定非常災害^(注1)に指定されたことに伴い、特定非常災害発生日（令和元年10月10日）前に相続等により財産を取得した方又は贈与により財産を取得した方で、特定非常災害発生日において所有していた特定土地等^(注2)又は特定株式等^(注3)について、租税特別措置法第69条の6《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》又は同法第69条の7《特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例》を適用することができる場合、同法第69条の8《相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例》の規定により、相続税又は贈与税の申告期限が国税通則法第11条の規定に基づく延長された申告期限（国税庁告示によって定められます。）と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日（令和2年8月11日）とのいずれか遅い日まで延長されます。

なお、相続税については、相続人等のうちに同法第69条の6の規定の適用を受けることができる者がいる場合、その相続人等の全員の申告書の提出期限が延長されます。

※1 相続税の場合、平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注) 1 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されたものをいいます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項）。

なお、「令和元年台風第19号」による災害については、特定非常災害発生日を令和元年10月10日として、特定非常災害に指定されています（令和元年政令第129号）。

2 「特定土地等」とは、特定地域^(注4)内にある土地等をいいます。

3 「特定株式等」とは、株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）のうち、その取得の時において、特定地域内にあった動産等（動産（金銭及び有価証券を除きま

す。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。) の価額の合計額が保有資産の合計額の 10 分の 3 以上である法人の株式等をいいます。

- 4 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける地域をいいます。「令和元年台風第 19 号」による災害に係る特定地域は、令和元年 12 月 18 日現在で次のとおりです。

《特定地域》

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
岩手県	山田町、宮古市、釜石市、久慈市	千葉県	県内全域
宮城県	県内全域	東京都	あきる野市、日の出町、檜原村、大田区、八王子市、世田谷区
福島県	県内全域	神奈川県	川崎市、相模原市
茨城県	県内全域	新潟県	阿賀町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町	山梨県	上野原市
群馬県	富岡市、嬭恋村	長野県	県内全域
埼玉県	県内全域	静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町